

平成 28 年度 都市計画マスタープラン改定専門部会 第 10 回資料
(第 4 編 素案)

第 4 編 都市計画マスタープランの実現に向けて

第 1 章 部門別の実現化方策

第 2 章 地域や地区での街づくりの推進

第 3 章 都市づくりの進捗管理

第 1 章 部門別の実現化方策

1 都市づくりの実現に向けた取組み

都市計画マスタープランに即して、都市づくりを進めるにあたっては、総合的な取組みや重点的に進めるべき施策や事業を明確にし、その実現に向けて種々のリソース（財源の重点配分、人的資源の投入、地域街づくりの重点化等）を集中させることにより、効果的で迅速かつ柔軟な事業や施策の展開を図る必要がある。

このため、都市づくりの実現に向けて、「全体都市づくり構想」で示した各部門の基本方針を踏まえて、部門毎の実現化方策（主要な施設の整備目標や具体的な施策の打ち出し等）を検討する。

また、本計画で目指すコンパクトな街を実現するための実現化方策（アクションプラン）である「長野市立地適正化計画」を定め、都市計画と公共交通の一体化による『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを実現するための施策を推進する。

「地域別街づくり構想」については、これらの実現化方策に基づいた事業・施策を各地域において展開していくとともに、地域住民との協働により進めていく地域街づくり計画等の策定や実行を通して、その具体化を図る。

2 土地利用の実現化方策

【土地利用の基本方針】

土地利用の基本方針

●コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導

- ・集約型都市構造に対応する土地利用
- ・中心市街地の活性化
- ・多様な居住ニーズに対応する土地利用
- ・居住機能等の集約誘導

●地域特性を活かした土地利用の誘導

- ・地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用
- ・自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用

【土地利用の実現化方策】

(1) 都市計画手法などを用いた計画的な土地利用の規制・誘導

①市街化区域と市街化調整区域の保全と活用

人口減少や少子・高齢化等を踏まえ、無秩序な市街地の拡散を抑制するため都市計画手法を用いた規制・誘導を図ることで、「開発型から保全型」へと転換する。また、長野都市計画区域では区域区分（いわゆる線引き）を存続し、計画的な規制・誘導を行い、市街地の外延的な拡大を抑制する。

主な施策（※）

- ・計画的な規制・誘導が必要であるため、区域区分（いわゆる線引き）を存続する
- ・市街地の区域は現状の市街化区域を基本とし、市の上位計画に位置づけられた事業区域を除き、線引き見直しによる新規大規模開発地区の市街化区域への編入は行わない
- ・市街化調整区域内の保全と活用の方針の策定（以下は骨子）
 - i) 市街化調整区域の良好な自然環境を今後とも適切に維持保全。
 - ii) 既存集落地や既存住宅は、コミュニティの維持などから、地区計画制度などを利用して良好な住環境の維持増進を図る。
 - iii) 市街化調整区域内における大規模開発は、都市活動を維持する上で不可欠なもので、総合計画、都市計画マスタープランなどの上位計画に開発行為の内容、位置、規模等が具体的に記載されていること。
- ・立地適正化計画を定め、市街化区域内の公共交通利便エリアへ生活サービス施設等の諸機能や居住を誘導することにより、「コンパクトで暮らしやすい生活圏」の実現を図る

※主な施策は、概ね10年以内に実施・整備を予定するもの（以下同じ）

②計画的な市街地整備

集約型の都市構造と歩いて暮らせる生活圏の形成を目指し、中心市街地の賑わいや利便性の向上と居住地としての環境整備や空間の質の確保を行う。また、多様な居住・就業ニーズに応えるために、中心市街地等の都市拠点で市街地開発事業などを活用して市街地の再生やまちなか居住の促進を図る。

主な施策

- ・長野駅周辺第二、水沢上庭地区の各土地区画整理事業により良好な市街地の整備を図る
- ・市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、既存の市街地の更新を図る
- ・立地適正化計画の施策の実施

③中心市街地活性化

長野駅周辺から善光寺に至る範囲を対象とした、中心市街地活性化基本計画に基づき、商業、業務機能の集積とまちなか居住の促進を図る。これら機能の集積誘導のため、郊外部での大規模店舗立地の抑制を図るとともに、中心市街地では都市基盤の整備や施設の立地、イベントの開催、商業の活性化や公共交通利用促進施策などを総合的に展開し拠点性の高い市街地の形成を図る。

主な施策

- ・中心市街地活性化基本計画の施策の実施
- ・南石堂町 A-1 地区優良建築物等整備事業
- ・準工業地域における大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定
- ・権堂再生計画にもとづく権堂地区の再生

(2) まちなか居住など多様な居住ニーズに対応した土地利用の推進

①市街地の居住環境整備

市街地における豊かな居住環境の形成を目指し、景観や街並みに配慮した街づくりのルールづくりの検討を行うとともに、利便性の高い居住地の形成を目指し生活利便施設等の適正な立地について検討する。

また、市街地での多様な居住ニーズに応えるための諸制度の検討を行い、まちなかの居住を促進する。

主な施策

- ・街並み誘導型の地区計画の導入等、都市計画諸制度の多様な活用など
- ・地区特性に応じた建物誘導等(地区計画や高度地区等の活用検討)
- ・まちなかでの良好な住宅建設に対する支援や空きビルなどの既存ストックの住宅転用支援策の検討
- ・民間住宅を借り上げた公営住宅などによるまちなか居住の推進
- ・住宅地における日用品販売の立地を可能とする用途規制の見直しの検討

②ストックの活用による居住や生活サービス施設等の誘導

多様なライフスタイルに対応し都市のストックを世代間で上手に活用していくために、住み替えのための情報バンクや斡旋システムの構築を通し住宅ストックの活用等を図る。また、良質な住宅の供給促進や、住み替え資金供給のための仕組みの検討などを進め、既存ストックの活用することで地域の居住人口の維持を図りコミュニティの維持を目指す。

主な施策

- ・空き家バンクの充実と制度の活用促進や助成制度の検討など
- ・二地域居住や短期滞在など、住宅ストック流動化のため定期借地などの活用推進
- ・新たなにぎわいや回遊性を創造するリノベーションによる空き家の活用に対する支援の検討
- ・低・未利用地や公的不動産を有効に活用した生活サービス施設等の立地誘導

(3) 地域特性を踏まえた土地利用の推進

① 地域特性、住民のまちづくり意識に沿った地域づくり

長野らしい地域特性に配慮しつつ、コンパクトな生活圏の形成を図るため、都市計画の様々な手法を適用するとともに郊外の優良な農地との調和や住民主体の地域づくりへの支援などきめ細かな街づくりを支援し、質の高い良好な土地利用や都市空間を誘導する。

主な施策

- ・ 住民主体の地区街づくりを支援し、地区計画等のルールづくりを進める
- ・ 農用地区域などについて、長野市農業公社による遊休農地の活用等を通じて優良農地を保全するとともに、担い手の育成や市民への農業体験の機会を提供するなど、農業の持続的発展を図る
- ・ 農地の持つ多面的な機能の維持増進に努め、秩序ある土地利用を図る
- ・ 都市農地活用に向けた仕組みづくりの検討
- ・ 市街化調整区域や中山間地域の生活やコミュニティを維持するため「小さな拠点」の取組みを進める

② 多様な産業を支える街づくりや都市経営の推進

都市活力の維持、都市経営の観点から、既存産業の強化や新たな産業の創出を促進するため、長野市の地域特性や独自性を活かした産業の活性化や産業の立地を目的とした産業用地の整備を進める。また、長野市の自然、人材、技術などの地域資源を多面的にネットワークする環境や空間づくりを行うことにより、新たな産業の創出を図る。

主な施策

- ・ 地域特性（良好な高速道路へのアクセス性など）を活かした産業用地の整備
- ・ 地域資源（自然資源や農業生産物など）を活かした産業立地に対応した土地利用

③ 快適な居住環境を支える都市基盤の整備

市民生活にきめ細かく対応し、快適な生活環境を支える都市基盤等の整備を進める。

主な施策

- ・ ごみ処理施設の整備
- ・ 下水道施設の適正な管理と計画的な改築更新
- ・ 公共下水道や合併浄化槽の整備
- ・ 千曲川の整備（長沼地区、篠ノ井地区） ・ 岡田川の整備（横田～篠ノ井岡田）

3 道路・交通施設整備の実現化方策

【道路・交通施設整備の基本方針及び整備方針】

道路・交通施設整備の基本方針

●コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える交通整備

- ・公共交通の充実
- ・地域特性に応じた生活交通の確保
- ・地域内外の拠点間を結ぶ交通ネットワークの整備
- ・市街地中心部での総合的な交通整備

●交通需要の平準化・効率化を図るための交通需要管理や効率的な道路整備

- ・既存の基幹的公共交通の充実と需要創出
- ・既存の交通基盤を活かした交通需要管理諸施策の展開

●安全・安心で環境にやさしい交通施設整備

- ・災害に強い都市基盤整備
- ・ユニバーサルデザインの促進
- ・環境にやさしい都市基盤施設の整備



道路・交通施設の整備方針

(1) 道路整備の方針

- ・コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える道路の整備
- ・安心・安全な道路の整備

(2) 公共交通整備の方針

- ・基幹公共交通軸
- ・地域公共交通軸
- ・中山間地域公共交通網

(3) 交通利用環境の整備

- ・交通需要マネジメントの推進
- ・既存道路の改善
- ・公共交通の利用環境の充実
- ・集約型都市構造の核となる駅周辺の整備

(4) 中心市街地の街づくりと一体になった総合的な取組み

- ・歩いて暮らせる中心市街地を支える交通基盤の整備
- ・歩きたくなる交通まちづくり

【道路・交通施設整備の実現化方策】

(1) 優先的な道路整備の検討と実施

市街地の渋滞緩和、拠点間連携や防災上の観点などから重要なネットワークとして重点的に整備する道路（外環状道路や地域間連絡道路等）や区間について整備の優先順位を検討する。

① 広域幹線道路の整備

環状道路をはじめ、市内外を円滑に結ぶ広域幹線道路の整備を図る。

主な施策

- ・都市計画道路の整備（北部幹線、東外環状線、高田若槻線、真田線、上田篠ノ井線）

② 市街地の幹線道路等の整備

市街地内の幹線道路及び拠点間を結ぶ幹線道路の整備を図る。

主な施策

- ・都市計画道路の整備（県庁緑町線、中央通り、山王小柴見線、東豊線、川中島幹線、豊野北線）
- ・市道の整備（三才若槻北部線、古牧朝陽線）

③ 公共交通の充実を図る道路交通施設の整備

公共交通の走行円滑化や利便性の向上と一体化した道路交通施設の整備を図る。

主な施策

- ・駅前広場等の整備充実（北長野駅、豊野駅）
- ・駅やバス停のバリアフリー化の推進

④ 生活道路等の整備

狭あい道路の拡幅や安全で快適な歩行者道の整備等を図る。

主な施策

- ・生活道路の拡幅改良等の整備
- ・市道における安全で快適な自転車歩行者道の整備（中組下氷鉋小線、更北中央線、北長野通り）

⑤ 橋梁の拡幅や新橋の架橋等の検討

河川渡河部の混雑への対応を図る。

主な施策

- ・落合橋の拡幅や犀川、千曲川両岸の結びつきを強化する方策の検討

⑥都市計画道路の見直し

人口減少下における社会情勢や土地利用の変化に対応し、道路整備に係る投資をこれまで以上に重点化・効率化する必要があるため、既存のストックを有効活用する道路網を検討するとともに、住民意見を反映し、都市計画道路の見直しを進める。

主な施策

- ・長野市道路整備プログラム検討
- ・長野市都市計画道路見直し案の検討
- ・都市計画道路の路線の変更

(2) きめ細かな公共交通サービスの提供

中山間地域等の公共交通不便地域での生活交通の確保や地域の特性に合わせた生活交通の充実を図るため、地域内をきめ細かに運行する小型バスや乗合タクシー等による「デマンドタクシー」と地域間をつなぐ「基幹的路線バス」による交通ネットワークの構築を推進する。

主な施策

- ・地域内循環コミュニティバスの充実(新規路線の導入検討)
- ・デマンドタクシーの充実
- ・公共交通優先システム(PTPS)や運行情報の提供(バスロケーションシステム)の導入

(3) 公共交通の利用促進と需要に応じた交通施策の推進

乗用車から公共交通への利用転換を促すとともに、交通需要マネジメントの諸施策の展開とともに、行政、事業者、住民との連携による長野都市圏全体を対象とした交通需要マネジメント推進を検討する。

主な施策

- ・パークアンドレールライド駐車場整備
(篠ノ井駅西口駐車場および周辺整備、三才駅、豊野駅)
- ・共通駐車券導入の支援
- ・JR、長野電鉄各駅前等への駐輪場の整備検討
- ・コミュニティサイクルやレンタサイクルの導入の検討

(4) 歩行者優先の交通整備の促進

中心市街地をはじめ駅周辺などの地域拠点等において、長野らしいまちなかライフスタイルを支える、歩いて楽しい歩行者空間の充実を図る。また、長野地区中心市街地では、交通セル計画に基づき道路・交通整備や歩行者空間の充実を図る。

主な施策

- ・中央通り歩行者優先道路(善光寺表参道ふれ愛通り)の整備（新田町交差点以南）
- ・街なみ環境整備事業

4 自然環境の保全と都市環境整備の実現化方策

【自然環境の保全と都市環境整備の基本方針及び整備方針】

自然環境の保全と都市環境整備の基本方針

●骨格的な水と緑の形成と緑豊かな都市環境の形成

- ・緑の骨格形成
- ・豊かな自然の保全
- ・市街地整備に合わせた公園・緑地や街路樹等の整備による都市環境形成

●豊かな自然の保全と活用による自然と人の環境共生型都市の形成

- ・森林や農地など自然資源の保全と活用による、自然とのふれあいや潤いのある環境の形成

●環境負荷の少ない低炭素・循環型都市の形成

- ・資源・エネルギーの効率的な利用と廃棄物抑制による循環型社会の構築
- ・公共交通等の利用促進による環境負荷の少ない都市づくり
- ・個々の整備に合わせた市街地内の緑と水の確保や省エネルギー化

●地域が主体となった環境配慮への取組み

- ・市民、事業者、地域、行政等の協働による環境と調和した都市づくり



自然環境の保全と都市環境整備の方針

(1) 緑のネットワークの形成

(2) 豊かな自然環境の保全

(3) 田園など既存の自然環境の保全と活用による潤いある都市環境の形成

(4) 緑に身近にふれあえる環境整備

(5) 公共施設や民有地の緑化

(6) 省エネルギーや公共交通の利用促進などの推進

【自然環境の保全と都市環境整備の実現化方策】

(1) 山林の保全や街路樹の整備、親水空間の創出による骨格的な水と緑の形成

中山間地域の森林や犀川、千曲川などの骨格的な自然環境の保全を進めるとともに、散策路や遊歩道、主要な幹線道路沿道の街路樹の整備や河川沿いにおける親水護岸等の自然を取り入れた親水空間の整備などにより水と緑のネットワークの形成を図る。また、自然環境保全のための、風致地区や緑地保全地域等の指定の検討を進める。

主な施策

- ・ 緑の拠点とそれらを結ぶ幹線道路の沿道緑化など帯状の緑で構成される緑のネットワーク形成
- ・ 多自然川づくり(千曲川や犀川、裾花川等)
- ・ 市街地の水路の開渠化等の水辺空間の創出
- ・ 大峰山等貴重な自然を残す重要な山林について、風致地区や緑地保全地域等の指定検討

(2) 市街地内の水・緑空間の創出

長野市固有の歴史や文化を活かした公園の再整備や、市民が利用しやすく愛着の持てる公園の整備を促進するとともに、緑地の保全、水路や用水などの水辺空間の保全を進め、緑豊かな環境整備を図る。

主な施策

- ・ 公園整備(南向、弁天)
- ・ 茶臼山動物園の再整備
- ・ 既設公園の再整備(城山公園、八幡原の史跡公園)
- ・ 市民参加や地域住民との連携による公園や街路樹などの維持管理の推進
- ・ 中小河川、用水での水辺環境保全・復元と生態系の豊かな親水空間の整備
- ・ 事業所等の敷地緑化の促進
- ・ 生産緑地制度の活用と都市農地活用に向けた仕組みづくりの検討
- ・ 保存樹木、樹林の指定や管理補助金の交付、「ながの花と緑大賞」や保存樹マップ・パンフレットの作成による啓発活動の推進

(3) 中山間地域などの自然の維持を推進するための二地域居住の受入れ促進

人口減少や高齢化、農林業の衰退等により、郊外や中山間地域の田園環境や山林などの自然環境の荒廃が懸念される。自然と都市が近接する本市の特徴を活かし、中山間地域などでの豊かな自然や田園環境と、都市部との両方に生活の場をもつ二地域居住の推進や、観光や農林業体験等の交流人口の受け入れを図る。

市街地との連携を確保する道路整備や自然や農林地を活用した体験施設や市民農園整備などを進めるとともに、市内外への情報発信を推進する。

主な施策

- ・自然や農林地を活かした体験施設や市民農園整備
- ・地域間を結ぶ幹線道路の整備

(4) 環境に配慮した負荷の少ない環境共生型都市づくりの推進

建築物の省エネルギー化や計画的なごみ処理施設の整備を進めるとともに、公共交通の利用促進や交通需要マネジメントの導入を図り、環境負荷の少ない環境共生型都市の形成を図る。

主な施策

- ・ごみ処理施設や最終処分場などの計画的な整備、老朽化施設の更新・改修の取組み
- ・産業廃棄物処理施設の適正な配置と長野広域連合が設置するごみ処理施設建設の取組み
- ・下水道施設の適正な管理と計画的な改築更新（再掲）
- ・合併処理浄化槽の整備（再掲）
- ・公共施設について積極的な ESCO 事業の導入や省エネ改修の取組みの推進
- ・地域内循環コミュニティバスなどや、交通需要マネジメントの導入の検討(再掲)

5 都市景観整備の実現化方策

【都市景観整備の基本方針及び整備方針】

都市景観整備の基本方針

- 長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成
 - ・骨格的な景観の保全
 - ・骨格的な河川景観の保全
- 地域特性に応じた魅力的な景観づくり
 - ・歴史的街並みを活かした景観づくり
 - ・中心市街地の魅力的な都市景観の形成
 - ・沿道景観の誘導
- 環境共生型都市の景観づくり
 - ・緑豊かな都市景観の形成
- 地域が主体となった景観づくりへの取組み
 - ・住民、地域、事業者、行政が協働して街づくりルール等による良好な街並み形成の促進



都市景観の整備方針

- (1) 骨格的な自然景観の保全・育成
 - ・豊かな山並みの景観保全
 - ・水辺の景観の保全と向上
- (2) 歴史的に育まれてきた特徴ある景観の継承
 - ・歴史と文化を象徴する景観の継承
 - ・市民に親しまれてきた自然や緑の景観の保全
- (3) 市街地における景観づくり
 - ・商業・業務地での景観形成
 - ・住宅地の景観形成
- (4) 地区特性を活かした景観づくり
 - ・農地や農山村などの景観の保全
 - ・沿道の修景と景観形成
 - ・都市と自然が共生した景観保全

【都市景観整備の実現化方策】

(1) 景観法や都市計画手法などを活用した景観誘導

善光寺周辺や松代などの長野らしい歴史的・文化的な景観の保全とともに、地域の景観特性に応じた街並みづくりを図るため、歴史的建築物などの地域資源の保全や、歴史的街並みに配慮した街並みづくりを進める。市街地では、マンション等の中高層建物の建設に際し周辺環境との調和や景観への配慮などの調整を行う。

さらに、善光寺、松代、戸隠等の自然、歴史、文化を活かした観光都市として、また冬季五輪開催都市として全世界に“NAGANO”を発信するため、美しく個性ある景観を大切に中心市街地や中山間地域の整備・活用を進める。

主な施策

- ・ 景観法に基づく景観計画と条例の見直し
- ・ 地域の景観特性に応じた景観形成及び整備基準に基づく規制誘導
- ・ 景観地区などの指定と地区計画や高度地区による高さ規制などの検討(善光寺周辺、戸隠、松代など)
- ・ 景観重要建築物や景観重要樹木の指定の検討
- ・ 景観賞や景観賞表彰作品めぐりの実施と景観形成市民団体の育成
- ・ 中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整
- ・ 戸隠地区の重要伝統的建造物群保存地区への選定
- ・ 歴史的風致維持向上計画による文化財の保存修理、道路の美装化・無電柱化

(2) 地域特性に配慮した景観形成の誘導

① 骨格的な自然景観の保全

中山間地域の山林や千曲川、犀川など長野市を形づくる骨格的な自然景観の保全と活用を図る。

主な施策

- ・千曲川、犀川、裾花川等、国や県との連携・協力による水辺空間の創出

② 屋外広告物の規制誘導

地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制・誘導を図る。

主な施策

- ・特別地区(屋外広告物の規制強化または緩和地区)による誘導

③ 美しい眺望景観の誘導など地域の景観特性に合わせた地域主体の景観創造

農山村の田園景観や北アルプスの眺望景観の、市街地での歴史的街並み景観など地域の特性にあわせた景観の創造や保全を進める。

主な施策

- ・景観地区、準景観地区、地区計画、景観協定などの締結の推進
- ・関係者間の合意を図りながら、善光寺周辺地域での世界遺産登録に向けた取組みの推進
- ・戸隠地区の重要伝統的建造物群保存地区への選定（再掲）
- ・歴史的風致維持向上計画による文化財の保存修理、道路の美装化・無電柱化（再掲）
- ・「長野市緑を豊かにする計画」に基づく総合的な取組みとして公園、街路樹、緑道、緑地整備の促進

④ 商業・業務地の景観形成の誘導

電線類の地中化などによる歩行者空間の修景を進める。

主な施策

- ・都市計画道路の整備(千才町通り)
- ・善光寺周辺市道の電線類地中化・道路美装化整備
- ・中央通り歩行者優先道路の整備（再掲）

6 防災都市づくりの実現化方策

【防災都市づくりの基本方針及び整備方針】

防災都市づくりの基本方針

- 都市整備や街づくりに合わせた地域の防災能力の向上
 - ・市街地の形成状況等を踏まえた拠点形成と連携による安全な都市構造の形成
 - ・公共施設の整備等による総合的な防災能力の向上
 - ・土地利用の規制や誘導などによる災害に強い街づくり

- 総合的な治山・治水対策等の推進
 - ・治山・治水対策の推進
 - ・総合的な雪対策の推進

- 地域主体の危機管理体制の形成
 - ・わかりやすく体系的な防災システムの充実
 - ・自主防災会等を中心とした地域主体の防災・防犯の取組み強化



防災都市づくりの整備方針

(1) 拠点の防災能力向上と連携の強化

- ・拠点での防災能力の向上
- ・拠点間の連携強化と緊急輸送道路等沿道の耐震化

(2) 市街地整備に伴う防災機能の整備

(3) 自然の保全や防災を総合的に捉えた治山・治水対策の推進

(4) 中山間地域などの雪害の防止や積雪時の日常生活確保のための総合的な雪対策の推進

(5) わかりやすく体系的な防災システムの充実

(6) 地域主体の防災・防犯体制の充実

- ・地域が主体となった防災体制の充実
- ・犯罪等が起こりにくい都市空間整備と地域が一体となって防犯に取り組む街づくり

【防災都市づくりの実現化方策】

(1) 街づくりと一体となった地域主体の防犯・防災体制の充実

都市の防災能力を強固にするため、災害時の迅速で円滑な避難や応急活動など地域住民相互の協力体制の構築し地域のコミュニティの育成を図る。

また、地域特性に応じた地域街づくり計画の策定などにより、地域が主体となった自主防災組織の充実や防犯体制の充実を図る。

主な施策

- ・自主防災会の一層の活性化を図るため、連絡協議会の結成促進と地区内の相互協力体制の強化
- ・備蓄倉庫等の整備、防災無線の強化と無線通信に関する関係者や近隣市町村との連携強化

(2) 防災に関する情報提供や住民の防災意識の向上

洪水ハザードマップなどを活用した地域住民への情報提供の促進などによる、住民の防災意識の啓発や災害発生時の対応能力の強化を図る。

主な施策

- ・洪水ハザードマップなどを活用した情報提供の推進

(3) 街づくりに合わせた総合的な防災能力の向上

市街地整備に合わせ、延焼遮断機能をもつ主要な幹線道路の整備やライフラインの整備、耐震化をはじめ、公共施設など個々の建築の防災能力の向上を図る。また、防災施設の体系的な整備や、わかりやすい防災・避難システムの充実、地域を主体とした危機管理体制の形成などによる体系的な防災体制の充実を図る。

市街地周辺や中山間地域においては、関係機関との協力による砂防事業や治山事業を進める。また、雨水排水対策の推進や土砂災害警戒区域などの指定と警戒避難体制の整備を進める。

主な施策

- ・ 幹線道路の整備促進や避難所等重要施設へのライフラインの耐震強化
- ・ 広域避難場所及び避難場所の適正な追加指定・整備（公園の防災機能の強化）
- ・ 街路事業等による広幅員道路の確保、避難路のバリアフリー化
- ・ 3次医療機関等の人命に関わる重要施設及び避難所等重要施設へのライフラインの重点的な耐震化
- ・ 延焼遮断帯としての幹線道路や防災緑地等の整備
- ・ 森林保全のための治山事業の推進
- ・ 雨水幹線などの排水路や中小河川の整備・改修の推進と雨水調整池やポンプ場の整備
- ・ 中心市街地での木造建築物密集地区の不燃化の促進
- ・ 緊急輸送道路など災害時に通行を確保すべき道路沿いの建築物の耐震化の促進

第2章 地域や地区での街づくりの推進

1 街づくり推進のための基本方針

(1) 街づくり推進の基本的な考え方

長野市の街づくりは、都市計画マスタープランで示した「全体都市づくり構想」及び「地域別街づくり構想」に基づいて、各個別の分野計画や地域・地区毎の計画の策定、施策や事業などの具体的なアクションにより推進していく。

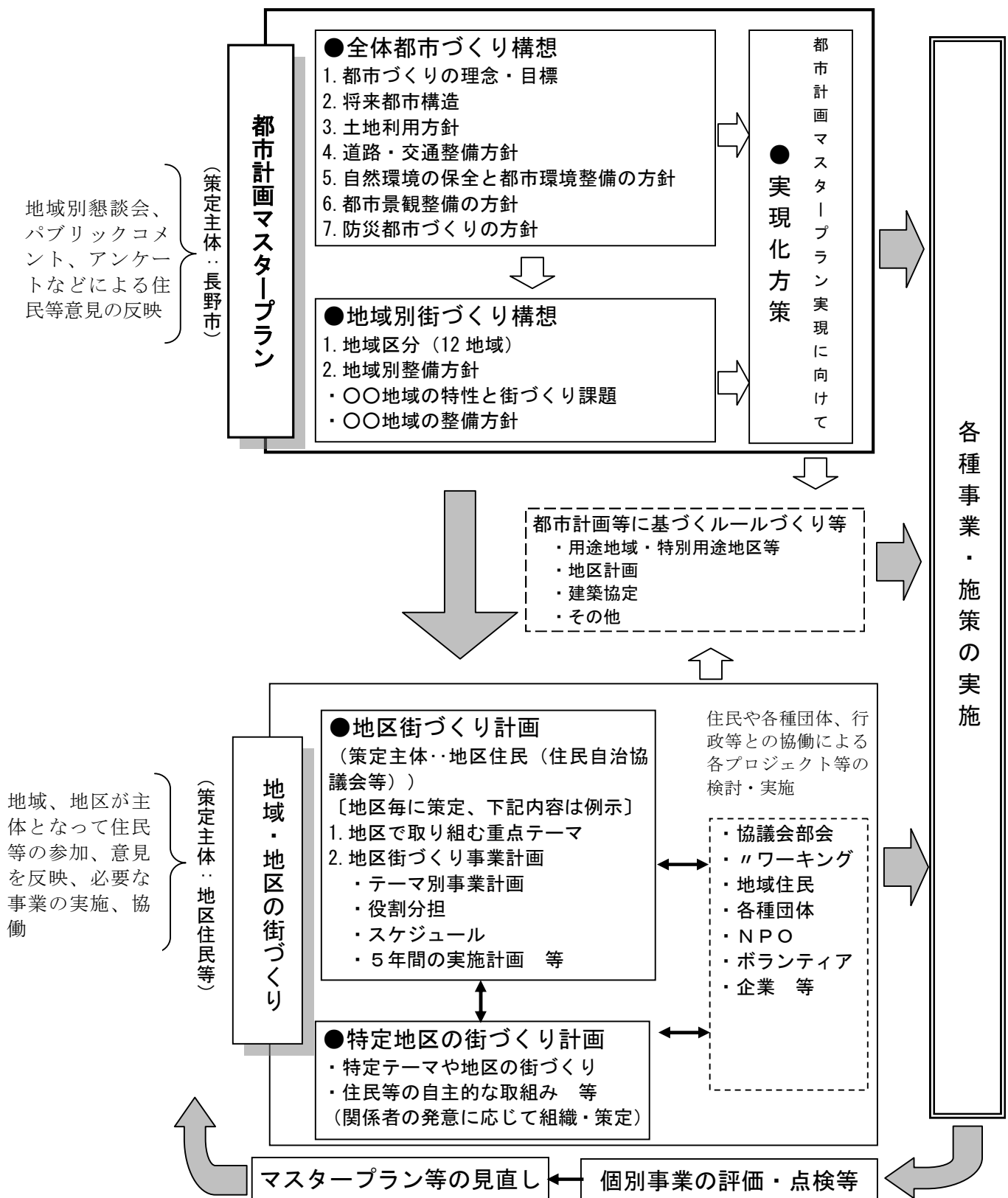
「全体都市づくり構想」の「都市づくりの目標」で示した『誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする』、『都市の資産を上手に使い再生する』、『自然・歴史・文化などの地域の特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る』を実現していくためには、地域が主体となって地域の特性や資源を活かした具体的できめ細かな計画づくりや事業の実施と、地域住民等の市民の積極的な参加と行政等との協働が不可欠である。

(2) 市民の参加と協働による街づくりの進め方

地域の街づくり（計画づくりや事業の実施）は、地域住民等の市民が主体となった取組みが求められる。特に、地域での街づくりは、住民だけでなく、様々な個人や組織が主体となることが考えられる。

街づくりは、これらの個人や組織と行政が、街づくりの目標や将来像を共有し、それぞれの役割を果たしながら、密接に連携し協働していくことが必要である。

このため、都市計画マスタープランの「全体都市づくり構想」や「地域別街づくり構想」をベースとして、地域住民等の参加による次頁に示すような体系で協働の街づくりを進めていく。



街づくりの体系図

(3)街づくりの各主体の役割

住民、行政等の各主体の参加による協働の街づくりを進めていくためには、それぞれの役割を自覚と責任をもって果たしていくことが重要である。

各主体の役割は次表のように整理できる。

主体	主な役割
住 民	<p>〔地域に住み、働き、学び、訪れ、活動し、関心を持つ個人や団体など〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人として、また組織（団体）の一員として、「自分たちの地域は自分たちでつくる」、「誇りのもてる長野市にする」ことを意識して、自らできることを主体的に進めていくとともに、街づくりの諸活動に参加する。 ・自ら住み・働く場所等での開発、建築等の行為に際して、都市計画マスタープランや地区の街づくり計画等の目標や方針に沿った配慮を行う。
行 政	<p>〔長野市をはじめ長野県、国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な都市基盤や公共公益施設等の整備事業について、住民意向を反映して進めていく。 ・協働の街づくりを進めていくため、住民主体の街づくりの支援、コーディネートを行うとともに、行政内の横断的な取組みによる支援体制の充実や街づくり条例等の制度化を図る。 ・街づくりに関する情報（街づくり計画、支援体制等）を市民にわかりやすい形で発信したり、街づくり専門家等の派遣、専門知識のある職員の相談・助言により、地域組織、協議会、NPO等の街づくり活動を支援する。
企 業	<p>〔地域で活動する企業や、街づくりに関連する事業を展開する企業など〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じた街づくりへの参加や住民等との協働を進める。 ・専門的な技術やノウハウ等を活用して街づくりへ貢献する。 ・地域の企業として、街づくりイベント等の機会を通して、地域文化形成や街づくりに関わる。
N P O 等	<p>〔街づくりに関連する分野等で広く社会に対し、責任と継続性を持って活動する民間非営利組織やまちづくり専門家等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性やノウハウをもつNPO等は、地域の街づくりに参加して、住民や行政等との協働やコーディネートなどを通して街づくりを進める。 ・街づくりの理念や目標を共有しつつ、街づくり、福祉、環境等多方面において、市民にサービスを提供する主体の一つとして活動する。

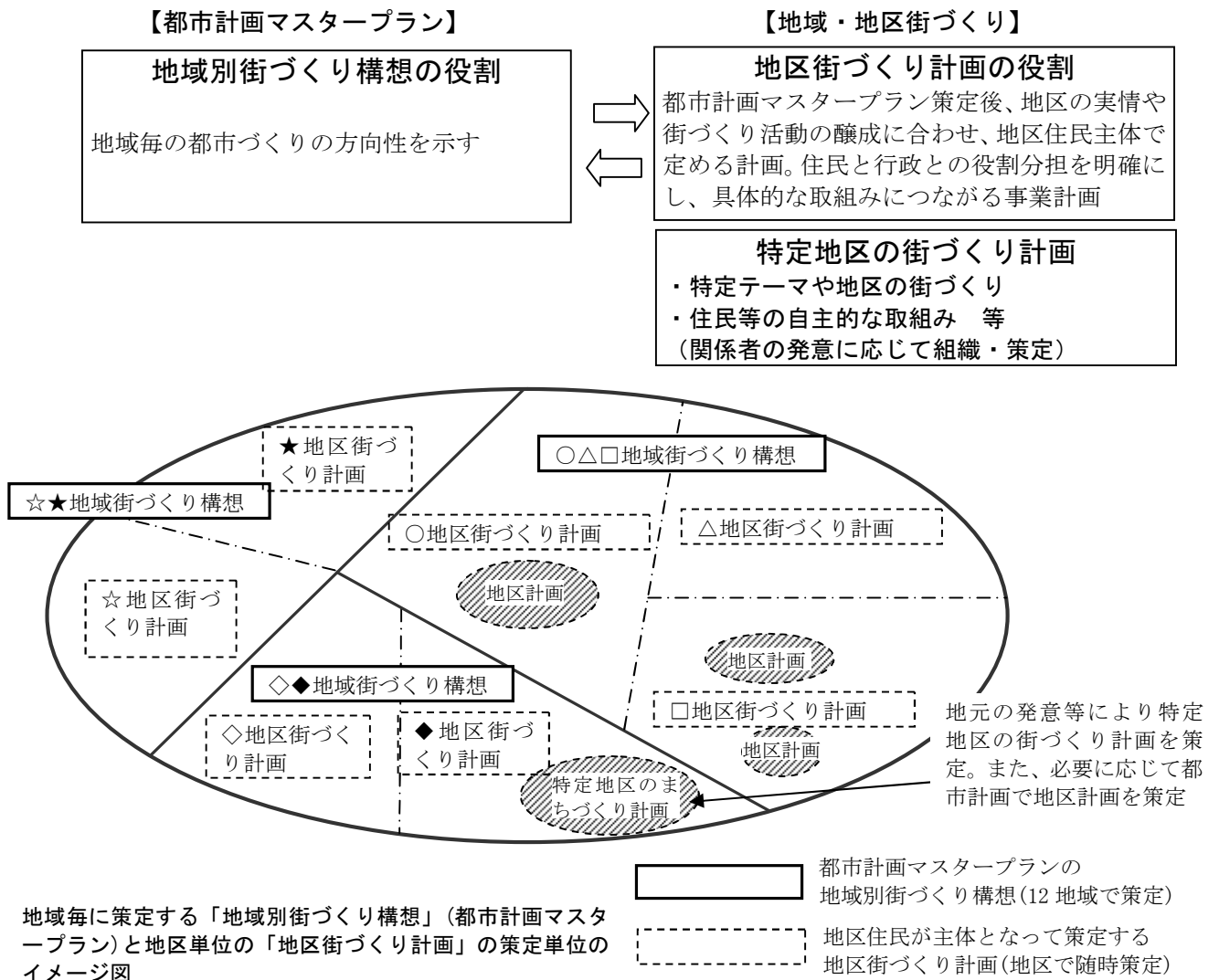
2 地域特性を尊重した住民主体の街づくりの基本方針

(1) 地域や地区単位の街づくりの枠組み

都市計画マスタープランでは、「全体都市づくり構想」に基づき、より具体的な街づくりを進めるため、市内を12地域に区分し、地域毎に街づくりの方向性や方針を定める「地域別街づくり構想」を策定した。

地域・地区の街づくりは、地域や地区に住み働く住民・企業等（以下、「地区住民」とする）の意向を十分に反映するとともに、地区住民の主体的な関わりが不可欠である。そこで、都市計画マスタープランの「地域別街づくり構想」は、地域整備の方向性等を示す基本的なプランとして位置づけるものとし、実効性のある街づくりを展開していくために、地区住民が主体となった、よりきめ細かな単位での街づくりを進めていく。

このため、地区住民の街づくり活動の醸成にあわせ、具体的な街づくり事業計画となる「地区街づくり計画」についてその地区毎の策定を支援していく。また、特定テーマや特定地区を対象に、関連する住民等による特定地区の街づくり計画も、地区街づくり計画との整合を図りつつ、その策定を支援、促進する。



(2) 地域や地区レベルでの街づくりの促進方策

①地区街づくり計画の構成と内容

地域や地区の特性や住民意向を反映し、地区住民等が行政と協働して、きめ細かな街づくりを進めていくために、地区住民等が主体となって地区街づくり計画を策定し、行政は積極的に支援する。地区街づくり計画は、全地区一斉に策定するのではなく、地域・地区の街づくりの機運や熟度に応じて策定するものとする。

地区街づくり計画は、地区の自主性を尊重し、計画内容や計画熟度により、その項目や内容は一律ではないと想定されるため、各地区の実情や意向に沿った自由な構成や内容とすることを基本とする。（以下に、想定される基本的な構成を例示する）

なお、地区街づくり計画の内容は、都市計画マスタープランの全体都市づくり構想や地域別街づくり構想にある土地利用、道路・交通、都市施設等の内容に即したものであることに留意する。

【地区街づくり計画】（基本的な構成）

1) 地区で取り組む重点テーマ

都市計画マスタープランの地域別街づくり構想を踏まえて、地区住民等によりワークショップ等を開催し、地域や地区の課題、問題点を整理する。これらをもとに地区の将来像や地区で取り組む重点テーマを設定する。

2) 地区街づくり事業計画

○テーマ別事業計画

設定した重点テーマに基づき、そのテーマを具体化するために地区として取り組めるプロジェクト等を立ち上げる。その概ねの内容や必要となる要素（取り組む主体、必要となる組織や人材、必要資金、事業期間等）を整理する。

○役割分担

事業によっては、地区住民だけでは実行できないものも多く、行政と住民の役割分担を整理し明確化する。

○実施スケジュール

事業計画や役割分担に従って、それぞれの主体毎に実施スケジュールを策定する。

重点テーマやその事業計画を実行するための実施計画を策定する。実施計画策定にあたっては、必要に応じて、実行部隊となる専門部会や分科会等を設立するとともに、関連団体・NPO等との協働を図る。

実施計画では、そのプロジェクト等を実行するための、事業内容、事業手法、資金計画、人員計画、スケジュール等を検討し立案する。

②地区街づくり計画の策定体制

1) 地区住民等（住民自治協議会等）

地区毎に組織される住民自治協議会（地区内の住民及び各種団体により構成）は地区街づくり計画の策定主体とする。

街づくり計画を具体的に検討するために、住民自治協議会に下部組織として部会（たとえば、街づくり推進部会等）を設け、協議会構成員や住民公募委員により、街づくり計画策定にと取り組むことも考えられる。

2) 行政・専門家等の支援

地区街づくり計画の専門的・技術的な内容については、行政や専門家の支援（必要に応じて職員や専門家の派遣等）を得て作成する。

また、地区街づくり計画の内容は、都市計画以外の分野を含むことが想定されることから、行政の支援対応や行政の役割分担の実効性を担保するためには、行政側の対応も、都市計画分野だけではなく、庁内の横断的な体制により対応する。

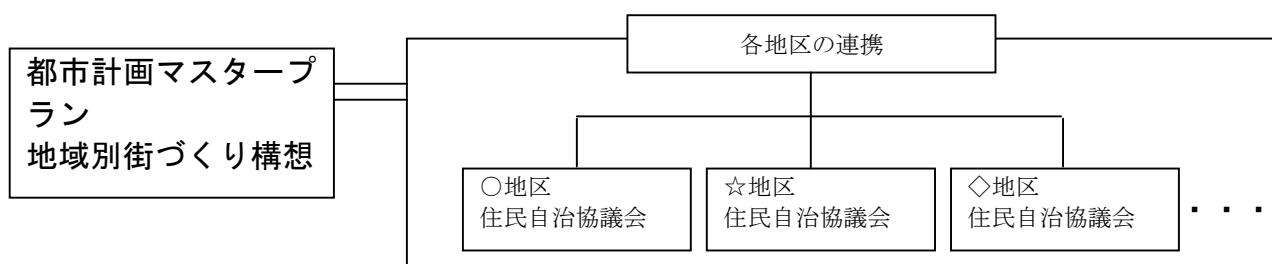
3) 地域での各地区の連携・連絡の確保

地区で検討される地区街づくりに加えて、都市計画マスタープランの地域区分（12地域）毎の具現化、一体的な街づくりの促進を図るため、地域内の各地区の街づくりの状況や住民意向の集約等を行うことが重要である。また、必要に応じて地域内の各地区が連携して地域全体の街づくりの検討や、市への意見具申等を行うことも考えられる。

【地域での各地区が連携して取り組む事項】

- ・都市計画マスタープランの地域街づくり構想に対応し地域全体の方向性や重点計画等を議論・検討
- ・各地区の街づくりに関する情報交換
- ・地区街づくりに関する地域住民の意向の集約など

各地区の連携・連絡を促進するためには、地域（下欄の○☆◇地域）の街づくり連絡会議などの設置を支援する。



③地区の街づくり計画

地区住民等が主体となって策定する地区街づくり計画は、地区によっては、策定対象範囲が広がることも考えられる。街づくりをきめ細かに進めていくためには、さらに地区を細分化したり、特定テーマ（景観街づくり、駅前街づくり、面的な開発に伴う街づくり等）により街づくりを進める場合が考えられる。このため、地区の発意や行政からの呼びかけにより、地区住民等の参画による街づくり協議会や街づくり団体を組織し、地区街づくり計画等との整合を図りながら、独自の計画づくりを促進する。また、街づくり計画はその実効性を担保するため、地区計画や建築協定の策定等を検討する。

④地区街づくりの具現化方策

地区街づくりを具現化していくためには、住民等による主体的な地区街づくり計画の策定と実施体制の確立、実行主体の組織化、資金（予算）の確保、市から事業や事務の委託等などを検討する必要がある。

また、地区街づくり計画の実効性の担保方策として、地区計画等の既存の都市計画手法を活用するとともに、自主的な街づくり活動を支援・促進し、都市計画への住民参加を促進するために、まちづくりに関する住民提案制度や地区街づくり計画の策定を支援するための仕組みを検討する。（以下は都市計画提案制度の例示）

【長野市への都市計画提案制度の概要】

★ 提案できる都市計画の内容

- ・土地利用に関する事項・用途地域、防火・準防火地域、風致地区 など
- ・都市施設に関する事項・道路等の交通施設、公園等の公共空間 など
- ・市街地開発事業に関する事項・土地区画整理事業、市街地再開発事業 など
- ・地区計画 など

★ 提案できる方

- ・土地所有者・まちづくり NPO 法人等・まちづくりに関して知識と経験を有する団体

★ 提案に必要な要件

- ・提案の区域 ・・0.5 h a 以上の一体的な土地
- ・土地所有者等の同意 ・・権利者の人数 土地の面積 それぞれ 2 / 3 以上
- ・法令等への適合

※市街化区域と市街化調整区域の区分などの長野県が決定する都市計画については、長野県に提案することになります。

第3章 都市づくりの進捗管理

(1) 進捗管理の基本的な考え方

長野市における都市づくりは、人口が減少し高齢化が進むという、局面への対応が強く求められている。都市づくりを進めていく上で、これまでの拡大基調の都市づくりから、既存ストックの有効活用や集約型のコンパクトな都市づくりへと転換することが必要である。

このため、都市計画マスタープランでは、現時点での長野市の将来像を可能な限り検討し、長期的な都市づくりの方向性や方針を定め、これから起こる社会や経済の変化に適切に対応しつつ、計画の管理を行っていく。

(2) 地区街づくり計画等の反映

各地区で住民等が主体となって検討・作成する地区街づくり計画は、都市計画マスタープランの地域別街づくり構想の具現化の一翼を担うものである。地区街づくり計画は基本的には全体構想や地域別街づくり構想に即して検討することになるが、策定過程で詳細で具体的な方策・事業が確定したり、都市計画マスタープランの内容との調整が必要になることが想定される。このため、地区街づくり計画等地域・地区の街づくりの進捗と必要に応じて地域別構想や実現化方策の内容への反映も行っていく。

(3) 進捗管理や見直し

街づくりに関する施策や事業は、早期に事業等を実施し、その効果発現を短期間で図らなければならないものもあれば、長い目でみて、その着実な進捗を期待すべきもの等がある。

このような施策・事業の目的や性格を踏まえつつ、限られた財源の中で、効率的・効果的に街づくりを進めていくためには、その内容や進捗状況を確認し必要に応じて見直しを図っていく必要がある。

このため、都市計画マスタープランで策定された内容（方針や事業等）については、その進捗状況や事業の検証を定期的に行い、必要に応じて内容や事業の優先順位等に反映していく。事業の検証にあたっては、庁内で実施される施策・事業評価等に加え、住民意向調査や地区街づくり計画での検討内容や意見を踏まえて、多面的に行うものとする。

また、都市計画マスタープランで目指すコンパクトな街づくりを実現する実施プログラムである立地適正化計画においては、概ね5年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査、検討することで効果的なまちづくりを目指す。